

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

新型コロナウイルスが「5類」へ移行

今月5月8日に、新型コロナウイルスの位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ引き下げられます。

令和2年、3年、4年と新型コロナウイルスの流行により、日常生活が大きく制限されてきましたが、ようやく新型コロナウイルス流行前の日常生活が戻ってくることを、とても嬉しく思います。

各地でお祭りやイベントが開催される知らせも多いですので、ゴールデンウィークに旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。



＜気になる療養期間は？ 何が変わるの？＞

これまでは原則として、感染者は7日間の外出自粛が、濃厚接触者は、5日間の外出自粛が求められていました。

5類に移行した後は、外出の自粛要請はなくなります。



とはいえ、感染拡大の予防から、発症の翌日から5日間の療養が望ましく、外出を控えることが推奨されるようです。

また、小中高校などの児童・生徒については、インフルエンザと同じく原則5日間は出席停止となります。

	5月7日まで	5月8日から
分類	新型インフルエンザ等感染症	5類
診療受入病院	指定の医療機関	すべての医療機関
医療費負担	外来医療費・入院費ともに公費負担	段階的に公費負担が縮小 治療薬は9月まで公費負担
待機期間	感染者 7日 濃厚接触者 5日	待機期間なし (療養期間5日を推奨)

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

今話題のChatGPTって何？

ChatGPTとは、“Chat Generative Pre-trained Transformer”の略称で、OpenAI というアメリカの人工知能(AI)の開発を行っている会社が昨年公開した人工知能チャットボットです。

チャットボットとは、人間のように自然な会話ができるAIのサービスを言います。最近では、いろんな場面で利用されていますね。

そのなかでも「ChatGPT」は、AIが人間みたいに対話をしたり、実際に人が書いたような文章を作成したりすることができ、などとこれまでのチャットボットがより進化したものとして、企業などで急速に利用が広がっています。

行政機関でも「ChatGPT」を業務に導入すると決めたところもあるようです。河野太郎大臣も個人の確定申告も「ChatGPT」を導入することに前向きとのニュースがありましたので、今後の流れに注目です。

ちなみに、国税庁のチャットボット(ふたば)はすでにありまして、所得税や消費税の制度についての質問を受け付けてくれます。一度是非お試しください。



令和5年度税制改正大綱
【第2弾】消費税(インボイス制度)

令和4年12月に公表されました令和5年度税制改正大綱について主な事項を2回に分けてお送りします。

第2弾は、“消費税(インボイス制度)”についてお伝えします。



納税額を売上税額の2割に軽減(2割特例)

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、税負担・事務負担を軽減するため、仕入税額控除の金額を、「特別控除税額」とすることができるとなりました。

この特例を適用した場合、**業種に関わらず売上税額の2割を納付**することとなります。

また、**事前の届出は不要**であり、申告時に適用するかどうかの選択

が可能となります。

※特別控除税額とは
課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額



1万円未満の取引、インボイス保存不要

原則2年前(基準期間)の課税売上高が1億円以下又は1年前の上半期(個人は1～6月)における課税売上高が5千万以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、**その金額が税込1万円未満である者については、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能**となりました。

なお、「税込1万円未満」に該当するかどうかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではないことにご留意ください。



1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引きなどの売上に係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、**その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。**

振込手数料分を値引き処理する場合も対象となります。



申請期限の延長・登録希望日の選択

令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は**、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

また、**免税事業者**が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することとし、**その登録希望日から登録を受けることとなりました。**



改正点の詳細については、担当者にお尋ねになるか、別途添付の資料をご参照ください。

インボイス制度への対応に係る補助金があります！

<IT導入補助金>

インボイス制度への対応も見据え、デジタル化基盤導入類型では、令和4年度第2次補正予算において、補助下限額を撤廃し、会計・受注先・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援されます。

ツール名	ITツール	パソコン	レジ
補助額	～50万円以下 ※下限を撤廃	50万円超～ 350万円	～10万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート含）		

※ITツール…会計ソフト・受発注システム・決済ソフト・ECソフト

<小規模事業者持続化補助金-課税転換に伴う販路開拓支援->

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用(税理士等への相談費用を含む)を支援されます。

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乗せ**されます。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠に一部の類型型において、赤字事業者は3/4以内)
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

()内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

会計王をご利用中の方 お気を付けください！！

ソリマチ(株)提供の会計王について、インボイス制度対応となるのは、『**会計王22**』以降のみとなります。

そのため、21以前のバージョンの会計王をご利用中の方は**買換が必要**となります。

なお、ソリマチ(株)の年間有料保守サービス(バリューサポート)などにご加入中の方は最新バージョンの無償提供を受けられますので加入状況をご確認の上、ご対応の程をお願い致します。ご自身が現在どのバージョンをお使いか不明の方、買換えについてご相談をされたい方は担当者までお問い合わせください。



今月も無料個別相談会を開催します

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時：毎週水曜日 10:00～16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。
また、**電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。**この機会にぜひご参加下さいませ。



GW休暇のご案内

誠に勝手ながら5月3日(水)～5月7日(日)まで、当事務所ではゴールデンウィークのため休暇を頂戴いたします。お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



電子ニュース希望の方は mirai2030-shimada@memoad.jp まで

企業シリーズ307

農業法人
九州中央ジェネラルアグリ株式会社
Kyushu Central General Agri Co., Ltd.

「九州まんなか野菜」をコンセプトに九州のど真ん中で、まっすぐ、まっとうな、極力環境に負荷をかけない農業を目指しています。青果卸業の(株)ニチエイ、広告会社の(株)共栄コアから出資を受けておりマーケットインで生産品目を選定。熊本県の農業参入サポートを活用し山都町とは進出協定を締結しました。

また、ユナイテッドトヨタ熊本様と山都町のSDGs推進協定の仲介をしたご縁で同法人のお客さま(ご家族)を山都町に招いて田植えから、稲刈り、掛け干しまでを体験するプログラムも展開しています。

九州まんなか野菜

5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月

玉ねぎ トマト 茄子 ビーマン 掛け干し米 里芋 南瓜 スナッPEndウ

【お問い合わせ】
住所：〒861-3517 上益城郡山都町畑470
メールアドレス：hisa19751006@gmail.com
Instagramアカウント：@kyushu.mannaka.yasai

九州中央ジェネラルアグリ 株式会社 **検索**

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>